3　第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に経由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

4　公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第四項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5　前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第三百二十一条の三第二項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項本文」を「同項本文」に改め、同条第三項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条に次の一項を加える。

4　第一項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第三百二十一条の七の二第一項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の者である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第三百二十一条の四第一項中「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額」を「給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）」に改める。

第三百二十一条の七の二第二項中「第三百二十一条の三第二項ただし書」を「第三百二十一条の三第四項の規定により読み替えて適用される同条第二項ただし書」に改める。

第三百二十一条の八第一項中「第六項、第十一項、第十九項及び第三十項から第三十二項まで」を「第五項、第九項、第十五項及び第二十五項から第二十七項まで」に、「第四十二項」を「第三十七項」に改め、同条第二項中「第七項」を「第六項及び第三十二項」に改め、「及び連結法人が当該連結法人を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条において同じ。）とする分割型分割（同法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該分割型分割を行つた場合を除く。）の当該分割型分割の日の前日の属する事業年度（新たに設立された連結法人のうち適格合併により設立されたもの以外のものの設立の日の属する事業年度を除く。）」を削り、「第四十二項」を「第三十七項」に改め、同条第三項中「第四十二項」を「第三十七項」に改め、同条第四項中「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改め、同条第五項中「第八項まで及び第十項」を「第八項まで」に、「第二十項及び第二十二項」を「第十六項及び第十七項」に、「第八十一条の九第三項」を「第八十一条の九第四項」に、「、第八項及び第十項」を「から第八項まで」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「前二項、第二十七項又は第二十八項」を「前項、第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項第二号中「をいう」の下に「。第三十二項において同じ」を加え、同項を同条第六項とし、同条第八項中「適格合併等（適格合併又は合併類似適格分割型分割（法人税法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割をいう。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が行われた」を「第五項の法人を合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。）とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の関係に限る。以下この条において同じ。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割法人をいう。以下この条において同じ。）の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第六項」を「第五項」に改め、「。次項において同じ」を削り、「被合併法人等の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」を「被合併法人等の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等（合併法人（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の当該適格合併等の日の属する事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは」に、「第十項」を「次項」に改め、「当該前七年内事業年度に係る控除未済個別帰属調整額」の下に「（当該他の法人に同法第二条第十四号に規定する株主等（以下この条において「株主等」という。）が二以上ある場合には、当該控除未済個別帰属調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「第六項」を「第五項」に、「第八項」を「前項」に、「より合併法人等」を「より当該法人」に、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「、次項及び第十四項」を「から第十一項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に改め、「。次項において同じ」を削り、「当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」を「当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併の日の属する連結事業年度若しくは」を「法人の当該適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に、「第十四項」を「次項」に改め、「当該前七年内連結事業年度において生じた控除未済個別帰属税額」の下に「（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済個別帰属税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第十一項」を「第九項」に、「第十二項」を「前項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、「第十八項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割法人をいう。以下この条において同じ。）の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第五項」を「第四項」に改め、「。次項において同じ」を削り、「被合併法人等の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」を「被合併法人等の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等（合併法人（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。）又は分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。）をいう。以下この条において同じ。）の当該適格合併等の日の属する事業年度又は」を「法人の当該適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは」に、「第十項」を「次項」に改め、「当該前七年内事業年度に係る控除未済個別帰属調整額」の下に「（当該他の法人に同法第二条第十四号に規定する株主等（以下この条において「株主等」という。）が二以上ある場合には、当該控除未済個別帰属調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「第六項」を「第五項」に、「第八項」を「前項」に、「より合併法人等」を「より当該法人」に、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「、次項及び第十四項」を「から第十一項まで」に、「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に改め、「。次項において同じ」を削り、「当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」を「当該被合併法人等の当該適格合併の日又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「適格合併等に係る合併法人等の当該適格合併の日の属する連結事業年度若しくは」を「法人の当該適格合併の日の属する連結事業年度又は事業年度若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは」に、「第十四項」を「次項」に改め、「当該前七年内連結事業年度において生じた控除未済個別帰属税額」の下に「（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済個別帰属税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」を加え、「当該合併法人等」を「当該法人」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第十一項」を「第九項」に、「第十二項」を「前項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「第五項、第二十七項又は第二十八項」を「第二十二項又は第二十三項」に改め、「、第四十二条の十一第五項」を削り、「第十八項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「適格合併等が行われた」を「前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した」に、「適格合併等に係る被合併法人等の当該適格合併等の日」を「適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前七年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日」に、「第十八項」を「次項」に、「当該被合併法人等の当該適格合併等の日の属する事業年度又は」を「法人の当